

地 域 再 生 計 画

1 . 地域再生計画の名称

潤い、文楽、そよ風でつづるまちづくり計画

2 . 地域再生計画の作成主体の名称

熊本県

熊本県上益城郡山都町

3 . 地域再生計画の区域

熊本県上益城郡山都町の全域

4 . 地域再生計画の目標

(1) 山都町の現状

山都町は南阿蘇外輪山から九州山地の脊梁までを圏域とした九州のほぼ中央部に位置する県内屈指の面積約 545 k m²を有する町であり、その 7 2 % を山林・原野が、1 6 % を田・畑が占めており、なだらかな高原状を呈している北部と九州山地が連なる南部、これらを流れる緑川、五ヶ瀬川の清流が起伏に富んだ独特の渓谷美を形成している。

当町においては、このような自然環境が育む矢部茶や高冷地野菜、ゆず等の数多くの特産品を有する農林業が盛んであり、豊年を願い宝暦年間より続く「八朔祭」や重要文化財に指定されている農業用水「通潤橋」など、伝統ある農山村文化と地域コミュニティを形成してきた。

しかしながら、本町では過疎化、高齢化が急速に進行（S55 年からの 25 年間で、約 30%の人口減少、高齢化率は 14.6%から 37.0%へ上昇）しており、この傾向がこのまま継続すると平成 27 年には 18,763 人（平成 1 7 年 1 0 月 1 日現在）の人口が 20%程度減少し、高齢化率も 40%になるものと考えられている。現に、小中学校や農協の統廃合が実施されており、地域の活力の低下が危惧されている。加えて、地域の核となっている農林業においても、近年では担い手の減少や高齢化による労働力不足に歯止めがかからず、平成 1 7 年の台風 14 号の被害（道路災害 8 0 件、河川災害 9 3 件、農地・農業用施設災害 5 4 1 件）の影響もあり、農地、森林の荒廃が懸念されている。

(2) 山都町の課題

こうした山都町の現状を打破するためには、

農山村社会の中で育まれた「自然に感謝し、お互いが支え合い一人ひとりを大切にする」という特有の精神文化のうえに、農林業・自然環境・文化財等地域資源を活かした「第 6 次産業（第 1 次・2 次・3 次産業の組み合わせ）」を創出し、素晴らしい自然と循環型産業が一体となった「自然と共生する美しいまち」を形成する。

社会が渴望している子育て環境、高齢者に優しい環境を整え、地域の文化や伝統を伝える優れた人材を育て心豊かに暮らせるまちを創出する。

等といった施策を実施することが重要であり、「お互いが支え合い人に優しい生きがいのあるまちづくり」と「自ら考え行動する」という住民自治の精神を具体化した本地域再生計画により、九州の“どまん中”にある誇れる田舎づくりを実現することを目指す。

(3) 本計画により実施する取り組みと目標

5つの基本方針によるまちづくり

町の将来像を実現するため基本理念として5つの柱(風)を掲げ、その柱(風)に基づく基本方針を設定しまちづくりを進める目標とし、産業基盤や道路等の生活基盤を整え、定住可能な雇用の場の確保と就業者の所得向上、UJIターン者の定住促進、地域のコミュニティ、伝統文化の維持を図ることとする。

5つの柱

- 自ら考え行動する自立の風
- むらの自慢を運ぶ風
- 自然と環境にやさしい風
- 生涯現役百彩(百歳)の風
- 過去と未来をつなぐ風

具体的な取り組み

本町では、5つの基本方針に基づくまちづくりを推進するため、以下のとおり具体的な取り組みを実施する。

- () 少子化が進むなか学習環境の充実を図るため、平成14年度、平成16年度、平成17年度に小中学校の統廃合を行い、現在は小学校9校・中学校3校となって廃校舎等施設は14校となった。これらの廃校舎等施設の社会資本を生涯教育施設や社会体育施設として、又民間と連携して地域住民の福祉向上施設・公共的団体施設・農産物加工施設・新製品開発施設・民間社会福祉施設等として順次転用活用し、住民の生涯教育、社会体育向上を始め住民活動の促進と、地域経済の活性化、社会全体で子育てと高齢者を支援する体制の充実を図るとともに、障害の有無にかかわらず人々が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。
- () 道整備交付金を活用し、町道・林道の効率的な整備を行うことにより、国道、県道と連携しつつ、上記施設、小中学校、農協等の公共的機関と集落とを20分で結ぶことを構想とした地域交通ネットワーク網の構築や、人や環境にやさしい生活道路整備を進めるとともに、造林、保育、間伐を促進させ、森林の水源涵養機能の維持・向上と健全な森林育成を図る。また、交流施設でのパネル展示、各種イベント等を通じ、森林、林業に対する啓発活動を行い、森林がもつ公益的機能などを周知していく。
- () 広葉樹の植林や河川の清掃活動など住民ボランティア活動を行い、住民一人ひとりの意識の向上と協力し合う心を培い、豊かな自然環境の保全に努める。
- () 全国的に有名な「通潤橋」や、新たな観光資源として定着した「清和文楽邑」、「そよ風パーク」を中心に自然と伝統を生かした観光資源を活用し、春は田植

え、秋には稲刈り等の体験イベント等を開催し山村と都市との交流を図る。

- () 既存の公営住宅の建替え及び改修、新規団地建設を進め、定住を促進していくこととする。
- () 高齢化率が進行するなか、高齢者等が住み慣れた地域で生活継続が可能な「介護・福祉基盤」を形成するため、地域介護・福祉空間整備等交付金を活用し、既存の施設（農業協同組合の支所統合により空き施設となる支所、学校統廃合により廃校となった校舎等学校施設）を地域密着型の地域介護福祉サービスの拠点施設として整備する。また、施設整備に伴い発生する通所などの交通ニーズについては、地域再生基盤強化交付金（道整備交付金）を活用し、町道・林道の効率的な整備及び国道、県道との連携により公共的機関と集落とを20分で結ぶことを構想とした地域交通ネットワーク網の構築により対応する。これらの取組みにより、介護保険要介護認定者の在宅での生活継続が図られる。

さらには、町の現状を打開し、町の将来像を実現するための基本理念として掲げた5つの柱（風）に基づく基本方針のまちづくりを進める目標の、産業基盤や道路等の生活基盤が整えられ、定住可能な雇用の場の確保と就業者の所得向上、UJI ターン者の定住促進、地域のコミュニティ、伝統文化の維持が図られる。

【目標1】農産物加工新製品開発施設等の整備による6次産業の展開

（農林商業の現状維持を目標とする）

（新規開発加工食品 5品目）

参考値（2000年農林業センサス）

販売農家数（山都町全体）2,446戸、農業後継者数（販売農家：山都町全体）1,332人、下矢部東部地区の農家数108戸、下矢部東部地区の耕作放棄地面積15,477a

参考値（平成14年商業統計調査）

事業所数316店、年間販売額1,779,691万円

【目標2】福祉向上施設等の整備による、高齢者等の生きがいを持った生活の確立

（60歳以上の人で1週間のうちほとんど外出しない人の割合5.0%）

（趣味や生きがいがある人の割合：60～79歳90.0%、80歳以上80.0%）

参考値 65歳以上人口7,009人、一人暮らし老人世帯721世帯

（平成17年1月）

- ・ 60歳以上の人で1週間のうちほとんど外出しない人の割合11.4%

（健康やべ21より）

- ・ 趣味や生きがいがある人の割合（健康やべ21より）

60～79歳77.3%、80歳以上51.5%

【目標3】公共的機関がある地域と集落とを結ぶ幹線ネットワークの推進と人や環境に

やさしい生活道路整備の推進
(20分構想範囲の5%拡大)

【目標4】町道と連携した林道網の整備による間伐事業の促進
(間伐等森林整備実施面積の10%増 H16年実施面積328ha)

【目標5】小規模多機能型居宅介護事業所を2箇所整備することでの地域密着型の居宅サービスの地域介護福祉拠点の形成により、介護保険の要介護認定者への通所介護サービスを提供し、要介護認定者の在宅での生活継続を支援できる。

・要介護認定者

矢部区域中重度(要介護3~5)認定者数295名(平成17年4月1日現在)
うち御岳地区24名、中島地区110名

・小規模多機能型居宅介護事業所の利用希望見込み者数50名

前述に加え、道整備交付金と地域介護・福祉空間整備等交付金を併せて活用し、生活基盤を整え、また老後の不安への対応を推進することにより、UJIターン者の定住促進や定住可能な雇用の場の確保と就業者の所得向上、地域のコミュニティ、伝統文化の維持を図る。具体的には、以下の目標に取り組むこととする。

人口減少と高齢化率上昇の歯止め

平成12年の人口は20,333人、高齢化率は31.9%であるが、人口推計システムで推計した結果、平成27年には人口15,840人、高齢化率40.5%になるものと考えられる。両交付金事業を実施することにより、平成27年の目標を平成22年の水準の17,000人、高齢化率37.6%に止めるという町の総合計画の達成に寄与する。

就業の場の創出と定住者の増加

2つの事業所の整備により、約20名の雇用を創出し、定住者を増加させる。

地域コミュニティの活性化と伝統文化の維持

地域内及び地域間の交流の輪の広がりとともに、地域社会活動の再生や伝統文化の維持を促進する。

【目標6】障害者自立支援法の全面施行により、身体・知的・精神障害の区別にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化され、施設及び事業が再編されたことに伴い、障害福祉サービス施設を2箇所整備するとともに、地域生活支援事業を実施することで障害者の状態やニーズに応じた適切な支援を効率的に行う。

各障害種別手帳所持者数

身体障害者手帳1,427人 療育手帳229人 精神障害者手帳66人(平成

18年12月1日現在)

障害者福祉サービスと地域生活支援事業を、下記のメニューにおいてニーズの見込みと対応事業量についての目標数値を設定し取り組む。

	サービス項目	潜在的數量	目標數量
障害福祉サービス	居宅介護	30人	15人
	施設入所	90人	70人 数差は就労支援に移行分
	共同生活介護(ケアホーム)	20人	4人(施設数1箇所)
	共同生活支援(グループホーム)	50人	28人(施設数3箇所)
地域生活支援事業	地域活動支援センター	100人	45人(施設数3箇所)
	福祉ホーム	20人	12人(施設数3箇所)

本町は、広大な面積を有しており障害者のニーズに応えるには単なる利用者数や利用量だけにとらわれず、地域性や交通の便といった生活基盤の環境を考慮した福祉空間整備が必要であり、併せて障害者の地域とのかかわりや交流をとおしての地域社会生活の支援を行うことにより、事業に関連する地域雇用の創出や地域活性化へとつなげる。

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

山都町では、町の総合計画において、「潤い、文楽、そよ風でつづる 山都町」を町の将来像として描いている。「潤い」は豊かさが感じられる経済・産業の発展を、「文楽」は文化や伝統を守り継承する集落単位の地域社会形成の重要性や過去から未来へ継続されるべき教育を、また「そよ風」には爽やかな高原のイメージと共に自然環境をはじめ、生活環境の豊かさ、人にやさしい保健医療福祉を表している。

この基本構想の具現化に向け、下記項目に沿った事業を展開し、目標達成を目指す。コミュニティ活動の支援や地域の個性を活かした地域づくりの推進をはじめ、住民自治・住民参画社会のまちづくりを進める。

農林業の基礎的条件整備をはじめ、自然と産業が一体となったまちづくりを進める。環境保全と循環型社会の推進をはじめ、自然と共生する美しいまちづくりを進める。健康増進のための施策の推進をはじめ、人にやさしい生きがいのあるまちづくりを進める。

文化の香り高いまちづくりの推進をはじめ、人と文化と伝統をはぐくむまちづくりを進める。

支援措置による事業としては、小中学校の統合により廃校となった校舎等学校施設の転用を可能とした上で、廃校となった校舎等学校施設（14施設）を生涯教育施設や社会体育施設として、また、NPO法人及び民間事業者と連携し、介護・福祉拠点施設、コミュニティ施設、農林水産加工施設、交流施設、健康増進施設、障害福祉サービス施設、文化施設として整備し、順次活用する。

また、山都町は、山間部で急傾斜地が多く面積も広いため県道の整備率が56%（平成16年4月1日現在）さらに、国道・県道に連結する町道の整備も遅れている。本計画で整備する路線は、生活道路、農道、林道、観光ルート、災害時の迂回路などの役割を担っている路線であり、本町、総合計画の基本計画にも記載されている重要なものである。また、前述の廃校活用施設のアクセスにも資するものとなっており、緊急性・有効性の高い路線を地方道路交付金事業で整備中の路線と合わせ、一体的な整備を推進する。

併せて、農業協同組合の支所の統廃合による空き施設や廃校となった校舎等学校施設を生活圏域の介護・福祉基盤拠点施設として整備を図る。

さらには、「通潤橋」や、「清和文楽邑」、「そよ風パーク」を中心とした自然を生かした観光資源を活用し、山都町三大祭やグリーンツーリズム事業のなかで、農林業に対する啓発活動や都市との交流を図り、地域活性の促進を目指していくこととする。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所は別添の整備箇所を示す図面による。

- ・町道白小野鶴越線、峰栃ノ木線、小ヶ蔵線：昭和58年3月16日に路線認定
- ・浜町下名連石線：昭和25年10月30日に路線認定
- ・米生栃原線、仁田尾鶴底線：昭和55年3月31日に路線認定
- ・古園加勢群線、大久保米山線、長谷埋立線：昭和51年6月11日に路線認定
- ・林道高須柚木線：緑川地域森林計画に記載

【施設の種類（事業区域）事業主体】

- ・林道（山都町）山都町
- ・町道（山都町）山都町

【事業期間】

- ・林道 平成18年度
- ・町道 平成17年度～21年度

【整備量及び事業費】

- ・林道 832m、町道 7,635m
- ・総事業費 1,632,400千円（うち交付金820,320千円）

林道 82,400千円(うち交付金 45,320千円)
 町道 1,550,000千円(うち交付金775,000千円)

(2) 補助金等交付財産の転用

支援措置の番号及び名称

【番号】A0801

【名称】補助金で整備された公立学校の廃校舎等の転用の弾力化

事業の概要

今回の支援措置によって、小中学校の統合により廃校となった14の旧小中学校のうち現段階では旧下矢部東部小学校、旧下矢部西部小学校、旧中島西部小学校、旧小峰小学校及び旧御所小学校並びに旧下名連石小学校の転用を可能にし、新たに次表の農林産物等加工施設等に整備することで、社会的、経済的な環境整備をすることは勿論のこと、コミュニティ活動の支援や地域の個性を活かした地域づくりの推進、農林業の基礎的条件整備、生涯教育や健康増進施策の向上、障害者保健福祉サービス・相談支援の充実、文化の香り高いまちづくりの推進計画並びに生活圏域の「地域介護・福祉基盤」の形成等を具現化することとなる。

具体的には、高齢化の進行に伴い希薄になりがちな地域のコミュニティ活動の醸成や農業協同組合の支所の統廃合による空き施設や廃校となった校舎等学校施設を生活圏域の介護・福祉基盤拠点施設としての整備による地域介護・福祉基盤の形成と地域の個性を活かした地域づくりの活性化、生涯教育の推進による体力向上や健康増進活動による地域づくり、児童福祉施設の保育所施設としての整備による子育て環境の支援、障害福祉サービス施設としての整備による障害の有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会の実現、農林産物の生産・加工に加え新商品開発を行うとともに情報発信や販売・都市交流等を行うことによる第6次産業の創出、山林資源の活用と体験交流・山村留学を通しての森林の機能の回復、子どもころからの人間形成(コミュニケーション形成)に重要な役割を果たしている食材(安心安全の農産物)や調理法(郷土料理)による食育の推進が図られる。

また、農産物加工新製品開発施設を整備することにより新規開発加工食品開発の目標を5品目とし、6次産業の新たな展開と、耕作放棄地並びに農林商工業の後継者を2000年農林業センサスの数値を目標として取り組む。

それに併せて、地域住民の介護・福祉向上関連施設の整備によりコミュニティ活動が構築され、住み慣れた地域での生活継続が可能となり、高齢者の外出が促進され、趣味や生きがいを持った高齢者の割合が増え、高齢者一人暮らし世帯の地域による見守り、生きがいを持った生活並びに地域での子育て環境が確立することが期待される。

なお、これらの事業を行うに当たり、町では廃校舎等施設を無償で転用するとともに廃校舎等を事業者が無償で貸与し有効活用を図るとともに、施設の転用に係る改修については当該借受事業者が行い、事業者は新たに生じる職員雇用については、当町の地域住民を採用し事業運営にあたることとする。

転用のうえ新たに整備する施設の明細表

旧学校名	新たに整備する事業施設名
------	--------------

旧下矢部東部小学校	<p>給食棟・教室及び特別教室を活用した農林水産物の加工新商品開発及び中山間地域に適する農林水産物の研究開発並びに意見交換体験交流施設の整備及び地域農業者による農林産物加工施設の整備</p> <p>教室・職員室・倉庫を活用した森林組合による林業普及啓発・体験施設の整備</p>
旧下矢部西部小学校	<p>校舎全体を活用した地域住民による地域交流、介護予防、生涯教育、都市交流事業等の実施施設の整備</p> <p>給食棟を活用した地域住民による食品加工開発及び郷土料理等を通じての食育教室の実施施設の整備</p> <p>各教室を活用した世代間交流並びに住民体力向上施設の整備</p>
旧中島西部小学校	<p>校舎全体をNPO法人により小規模多機能型居宅介護事業所として整備し、地域密着型の居宅サービスの拠点施設とする。</p> <p>屋内運動場を山都町民の体育の振興及び健康の増進を図るため、山都町の社会体育施設とする。</p>
旧小峰小学校	<p>給食棟を活用した地域農業者による農林水産物の加工並びに意見交換交流施設の整備</p> <p>学校校舎を活用して、障害福祉サービスの拠点として整備し、障害者の地域生活を支援する。</p>
旧御所小学校	<p>学校校舎を活用して、児童福祉施設の保育所施設として又地域の体育協会事務所及び会議室として整備し、地域の子育ての拠点施設並びに地域の社会体育振興の拠点施設とする。</p> <p>教員住宅を活用して、旧御所小学校区を区域とした住民組織の事務所及び会議室として整備し、地域の住民自治組織の拠点施設とする。</p> <p>給食棟を活用して町内の有限会社による第一次加工施設として整備し、町の特産品である高原野菜の流通拠点施設とする。</p>
旧下名連石小学校	<p>学校校舎及び給食調理場を活用して、障害福祉サービスの拠点として、また、地域の高齢者や児童との交流活動拠点として整備し、障害者及び高齢者の地域生活を支援する。</p>

支援措置の適用要件

- () 廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。

山都町が本計画を地域再生計画として、内閣総理大臣に認定申請する。

各小学校廃校年月日は次表のとおり

学校名	廃校年月日
下矢部東部小学校	平成 17 年 3 月 31 日
下矢部西部小学校	平成 17 年 3 月 31 日
中島西部小学校	平成 17 年 3 月 31 日
小峰小学校	平成 18 年 3 月 31 日
御所小学校	平成 17 年 3 月 31 日
下名連石小学校	平成 17 年 3 月 31 日

設置主体 / 山都町

根拠条例 / 山都町立小・中学校設置条例（平成 17 年条例 67 号）

- () 廃校舎等を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。(民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合には、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業であること。)

これらの事業を展開することにより、住民の体育の振興及び健康の増進が図られ、豊富な農林産物などの地域資源を活かした地域産業の振興に資することができ、地域に密着した居宅介護サービスの提供及び障害の有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会の実現を図ることができる。

下矢部東部小学校では、高等専門学校を退官された技術士による加工技術による地域農林産物の食品化に関する研究開発と商品化・販売研究を行い、生産者団体は地域農林家が生産した農林産物を原料としてその加工技術を応用した商品の生産販売を行う。

町としては、事業者に対して、農林産物の食品化・商品化に関する研究開発について地域総合整備財団等の助成事業を活用した支援を図るとともに熊本県の農業普及指導部局とタイアップしての農林産物生産指導並びにアンテナショップ、JA の販路等を活用した販路の開拓等、事業者、地域の生産者団体と連携する。

このことにより、農林家の所得の向上並びに地域の自立支援につながるとともに農産物加工新製品開発施設等の整備による新規開発加工食品を商業ベースに乗せることにより、農林産業や加工、観光など 1 次・2 次・3 次産業が組み合わさった第 6 次産業の創出展開されることによって、農林商業の後継者や耕作放棄農地の現状が維持改善され、交流人口の拡大につながり、町・地域の課題である「地域活力を維持向上させ、過疎からの脱却、地域の再生、雇用の確保」につながるものと期待される。

また、廃校舎に森林組合の事務所を統合移転し、経営基盤の強化を図るとともに町農林振興課並びに県林業部局と連携し、地元及び緑川下流域の小中学生を対

象に地域材を利用した木工教室や、森林組合職員及び地元林業体験者の指導のもと、下流域住民や学生を対象に林業への関心を高める林業体験学習を実施し、林業経営活動及び林業情報普及啓発活動の拠点とする。さらに、道整備交付金による林道整備とあいまって間伐の促進や特用林産物の生産など山林資源の活用と森林の機能の回復、再生への活路を見出せる。さらには同施設を利用した地域農林産物の食品化に関する研究開発と商品化・販売研究と連携を密にするとともに販路開拓については前述のアンテナショップ等の活用を図る。

参考値 (2000年農林業センサス)

販売農家数(山都町全体)2,446戸、農業後継者数(販売農家:山都町全体)1,332人、下矢部東部地区の農家数108戸、下矢部東部地区の耕作放棄地面積15,477a

参考値 (成14年商業統計調査)

事業所数316店、年間販売額1,779,691万円

下矢部西部小学校では、地域の公民館組織である下矢部西部公民館支館の組織員(地域住民)による校舎全体を活用した世代間体験学習や憩いとふれあいの場などの地域交流、筋力トレーニングなどの介護予防教室、パソコン教室やコーラス教室などの生涯教育、都市農村交流体験事業等の実施を行う。また、給食棟を活用した「ゆず」などの地域産物を活かした食品加工開発及び安心安全な地元食材を使った郷土料理等を通じての食育教室の実施を図る。

これらの活動に対し、町の健康福祉部局、生涯学習部局、農林振興部局が連携協力し、高齢化の進行に伴い希薄になりがちな地域のコミュニティ活動の醸成と地域の個性を活かした地域づくり、健康増進活動による地域づくり、農林産物の生産・加工・販売による地域産業振興の場づくりを行うとともに情報発信を行う。

これにより、活発なコミュニティ活動が構築され、地域住民が生きがいを持った生活を確立することが期待される。

福祉向上施設等の整備による、高齢者等の生きがいを持った生活の確立

(60歳以上の人で1週間のうちほとんど外出しない人の割合5.0%)

(趣味や生きがいがある人の割合:60~79歳90.0%、80歳以上80.0%)

参考値 65歳以上人口7,009人、一人暮らし老人世帯721世帯(平成17年1月)

・60歳以上の人で1週間のうちほとんど外出しない人の割合11.4%(健康やべ21より)

・趣味や生きがいがある人の割合(健康やべ21より)60~79歳77.3%、80歳以上51.5%

中島西部小学校では、NPO法人により地域密着型の居宅サービスを小規模多機能型居宅介護事業所として実施することにより、住み慣れた地域で「通い」を中心とした在宅サービスを提供することができ、在宅での生活の継続性を支援することができる。

また、屋内運動場を町の社会体育施設として活用することにより、住民の体育の振興と健康の増進が図られる。

参考値

・要介護認定者

矢部区域中重度（要介護3～5）認定者数295名（平成17年4月1日現在）

うち中島地区110名

・小規模多機能型居宅介護事業所の利用希望見込み者数50名

うち中島地区25名

御所小学校では、学校区を区域とした住民自治組織の活動拠点として教員住宅を整備活用し、学校校舎を地域の子育ての拠点施設である、へき地保育所又地域の社会体育の啓発促進を図る体育協会の拠点施設として整備し、地域のコミュニティの醸成と子育て環境の整備、さらには社会体育の振興を図る。

さらに給食棟を町内の農産加工流通法人において農産物の付加価値を高めるための1次加工施設、流通拠点施設として整備し、山都町のブランドであり特産品である高原野菜の振興とともに地域の雇用と農業の活性化を図る。

これらの活動に対し、町の健康福祉部局、生涯学習部局、農林振興部局が連携協力し、子育ての支援を行うとともに希薄になりがちな地域のコミュニティ活動の醸成と地域の個性を活かした地域づくり、健康増進活動による地域づくり、農林産物の生産・加工・販売による地域産業振興の場づくりを行うとともに情報発信を行う。

これにより、活発なコミュニティ活動が構築され、地域住民が生きがいを持った生活を確立することが期待される。

小峰小学校及び下名連石小学校では、廃校舎等を障害福祉サービス施設として整備し、社会福祉法人及びNPO法人による障害者保健福祉サービス・相談支援を事業を実施することにより、住み慣れた地域を中心とした障害福祉サービスを提供することができ、障害の有無にかかわらず誰もが地域社会で安心して暮らせることができる社会の実現を図る。

これらの活動に対し、町の健康福祉部局が事業実施者と連携協力し、障害者がその能力と適性に応じて自立した生活を営めるよう支援を行う。

これにより、誰もが安心して暮らせることができる地域社会が実現され、地域住民が生きがいを持った生活を確立することが期待される。

- () 地域再生の観点から実施される効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。

農林業の再生振興、地域の活力の醸成の支援や介護の拠点施設の整備、地域住民の社会体育の振興及び健康増進施設の整備、障害福祉サービス施設の整備を町独自で行うには、財政力指数0.196、経常収支比率94.5（平成17年度決算）と逼迫している町の財政状況においては困難な状況であり、民間活力を念頭に置いた既存施設の利活用が不可欠である。また、廃校施設は交通の要である国道や県道に隣接しており、経済活動の拠点としての優位性はもとより、地域の中心に位置

することから、顔なじみの地域の人々が寄り合うにも、施設に「通う」のにも適切で、校庭を利用すれば駐車スペースの確保も容易であり、さらに校舎や屋内運動場及び給食棟は、施設が広く、整備状況も良く、教室などの間仕切りも事業者による事業を実施するうえで適切な空間を確保でき、使い勝手が良く事業の効果的な実施と広がり確保できる観点から廃校校舎等を有効に活用できる。

- () 同一地方公共団体における無償の転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

本町は、廃校舎等施設を無償で転用するとともにそれぞれの事業者に対して、廃校となった小学校施設を無償貸与する。なお、その際、関係法令の規定に反しないように実施する。

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

(1) 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

支援措置の番号及び名称

【番 号】C0401

【名 称】公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

当該支援措置を受けようとする者

熊本県上益城郡山都町

繰上償還を不要とする地方債の資金区分等

借入対象施設名	下矢部東部小学校校舎 (義務教育施設整備事業)	下矢部東部小学校給食設備 (義務教育施設整備事業)
借入資金名	簡易生命保険資金	簡易生命保険資金
借入先	日本郵政公社(旧郵政省)	日本郵政公社(旧郵政省)
借入金額	103,600,000円 (65,800,000円)	6,300,000円 (3,700,000円)
借入年月日	平成3年5月30日	平成3年5月30日
償還方法等	元利均等半年賦	元利均等半年賦
償還期限	平成28年3月31日	平成18年3月31日
未償還残高	67,350,242円 (42,776,505円)	371,852円 (218,389円)
借用証書記号番号	長71第065600号	長71第065610号

借入対象施設名	中島西部小学校校舎 (義務教育施設整備事業)	下矢部東部小学校校舎 (臨時財政特例債)
借入資金名	政府資金(旧資金運用部資金)	政府資金(旧資金運用部資金)
借入先	政府資金(旧資金運用部資金)	政府資金(旧資金運用部資金)

借入金額	23,600,000円	42,000,000円
借入年月日	昭和58年5月13日	平成3年5月27日
償還方法等	元利均等半年賦	元利均等半年賦
償還期限	平成20年3月25日	平成18年3月25日
未償還残高	4,880,743円	2,479,013円
借用証書記番号	第58003号	第02007号

借入対象施設名	中島西部小学校屋内運動場 (義務教育施設整備事業)	小峰小学校校舎 (義務教育施設整備事業)
借入資金名	旧資金運用部資金	旧資金運用部資金
借入先	旧資金運用部	旧資金運用部
借入金額	56,700,000円	56,300,000円
借入年月日	平成9年5月26日	昭和58年5月31日
償還方法等	半年賦元利均等	半年賦元利均等
償還期限	平成34年3月25日	平成20年3月25日
未償還残高	44,278,724円	7,234,873円
借用証書記番号	第08006号	第0057004号

事業の概要

今回の支援措置によって、小中学校の統合により廃校となった14の旧小中学校のうち現段階では旧下矢部東部小学校、旧下矢部西部小学校、旧中島西部小学校、旧小峰小学校及び旧下名連石小学校の転用を可能にし(旧下矢部東部小学校、旧中島西部小学校、旧小峰小学校の3施設が、地方債未償還額がある。)新たに次表の農林産物等加工施設等に整備することで、社会的、経済的な環境整備をすることは勿論のこと、地域の個性を活かした地域づくりの推進、農林業の基礎的条件整備、生涯教育や健康増進施策の向上、障害者保健福祉サービス・相談支援の充実、文化の香り高いまちづくりの推進計画並びに生活圏域の「地域介護・福祉基盤」の形成等を具現化することになる。

具体的には、高齢化の進行に伴い希薄になりがちな地域のコミュニティ活動の醸成、農業協同組合の支所の統廃合による空き施設や廃校となった校舎等学校施設の生活圏域の介護・福祉基盤拠点施設としての整備、地域の個性を活かした地域づくりの活性化、生涯教育の推進による体力向上や健康増進活動による地域づくり、児童福祉施設の保育所施設としての整備による子育て環境の支援、障害福祉サービス施設としての整備による障害の有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会の実現、農林産物の生産・加工に加え新商品開発を行うとともに情報発信や販売・都市交流等を行うことによる第6次産業の創出、山林資源の活用と体験交流・山村留学を通しての森林の機能の回復が図られ、地域の活性化並びに地域再生につながり自立した地域の構築が果たされる。

なお、これらの事業を行うに当たり、町では廃校舎等を無償で転用するとともに事

業者に無償で貸与し有効活用を図るとともに、施設の転用に係る改修については当該借受事業者が行い、事業者は新たに生じる職員雇用については、当町の地域住民を採用し事業運営にあたることとする。

転用のうえ新たに整備する施設の明細表

旧学校名	新たに整備する事業施設名
旧下矢部東部小学校	給食棟・教室及び特別教室を活用した農林水産物の加工新商品開発及び中山間地域に適する農林水産物の研究開発並びに意見交換体験交流施設の整備及び地域農業者による農林産物加工施設の整備 教室・職員室・倉庫を活用した森林組合による林業普及啓発・体験施設の整備
旧中島西部小学校	校舎全体をNPO法人により小規模多機能型居宅介護事業所として整備し、地域密着型の居宅サービスの拠点施設とする。 屋内運動場を山都町民の体育の振興及び健康の増進を図るため、山都町の社会体育施設とする。
旧小峰小学校	給食棟を活用した地域農業者による農林水産物の加工並びに意見交換交流施設の整備 学校校舎を活用して、障害福祉サービスの拠点として整備し、障害者の地域生活を支援する。

同一地方公共団体における無償の転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等は無償貸与すること

本町は、廃校舎等は無償で転用するとともにそれぞれの事業者に対して、廃校となった小学校を無償貸与する。なお、その際、関係法令の規定に反しないように実施する。

支援措置に係る必要な手続き

貸し手である日本郵政公社に対して「取得財産処分等承認申請書」を、財務大臣に対して「取得財産等の処分行為承認申請書」を提出する。

(2) 地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施

総合的な活用を行おうとする交付金の名称【B3001】

地域再生基盤強化交付金（道整備交付金）

地域介護・福祉空間整備等交付金

交付金を用いて行う事業の概要

農業協同組合の支所の統廃合により空き施設となった旧 JA 御岳支所と廃校となった旧中島西部小学校校舎等学校施設をその生活圏域（御岳地区・中島地区）の高齢者を中心とした介護・福祉基盤拠点施設として整備を図る。

具体的には、事業主体が旧 JA 御岳支所（上益城農業協同組合）及び旧中島西部

小学校廃校舎（NPO法人ボランティアネット夢工房）等を、小規模多機能型居宅介護事業所に改修し、要介護者の様態や希望に応じ、「訪問」や「泊まり」を組み合わせた通所介護サービスを提供することで、在宅での生活継続を支援する。

地域介護・福祉空間整備等交付金及び道整備交付金により整備される町道や介護施設は、生活圏においての住民生活を維持向上させる基盤整備の両輪といった関係にある。それぞれの事業を総合的に進めることは、住民・地域のニーズへの対応に照らし、相当程度の相乗効果が見込まれる。

具体的には、旧中島西部小学校廃校舎にあっては、当施設の南部約3kmに位置する町道峰柘ノ木線を、また旧JA御岳支所にあっては、当施設の北西部約3kmに位置する町道浜町下名連石線を道整備交付金で整備することにより、地域介護・福祉空間整備等交付金で整備する小規模多機能型居宅介護事業所への通所時の時間短縮、通所エリアの拡大や、送迎時の安全確保の他、要介護者と要介護者以外の者との交流や町内各地域間の交流創出が可能となり、広域に対応する小規模多機能型居宅介護事業所としての役割だけでなく、地域の交流の拠点としての役割も果たすことが可能となる。

【事業主体】

上益城農業協同組合
NPO法人ボランティアネット夢工房

【事業区域】

山都町矢部区域

【施設整備の内容】

小規模多機能型居宅介護事業所2箇所の整備

【期間】

平成18年度
(総事業費)31,000千円

5-3-2 地域再生計画に基づく支援措置によらない取組み

住民自治・住民参画社会のまちづくり事業

住民自ら考え、行動する住民自治の基礎として、旧小学校区を基本とした自治振興区を、平成18年度を目標に創設し、自立した地域づくりとコミュニティ活動の活性化の拠点として廃校等を活用する。また、町職員による地域づくり事業への参加と支援により町との連携を密にする。

自然と産業が一体となったまちづくり事業

農家における家族経営協定締結による就農環境の改善や経営開始時における金融支援など受け入れ態勢の整備を図り、農業後継者、Uターン者、農業以外からの新

規就農者などの幅広い人材の確保と育成を図る。

また、町内の観光資源である「通潤橋」「清和文楽」「そよ風パーク」などの各拠点施設間のネットワーク化とともに、グリーンツーリズムや「棚田オーナー制度」などを活用した体験学習観光と併せて、都市交流人口の拡大を図る。

自然と共生する美しいまちづくり事業

豊かな自然環境とともにあゆむため、生活排水とし尿を合わせて処理する浄化槽の設置、太陽光発電やバイオマスなど自然エネルギーの活用を推進し、また中山間地域における交通環境の整備及び情報通信体系の整備を積極的に進め、快適な生活環境の実現を図る。また、既存の公営住宅の建替え及び改修、新規団地建設の際には、木材の地産地消を推進する。

人にやさしい生きがいのあるまちづくり事業

高齢者・地域福祉の充実と健康増進のため、ユニバーサルデザインの概念のもと、お互いが支えあういきいきとしたまちづくりを推進する。

人と文化と伝統をはぐくむまちづくり事業

生涯学習の理念のもと公民館組織をより充実し、生きがいをもてる社会教育体系の整備を図り、その活動拠点として廃校舎等施設の活用を図る。

森林整備の推進

林野庁の森林環境保全整備事業等を活用し、作業道の整備を行うとともに、森林の水源涵養機能の維持・向上のため、造林、保育、間伐を促進させ、健全な森林育成を図るとともに、広葉樹の植林ボランティア等の活動を行う。

道路ネットワークの効率的整備

地域産業の発展や都市との交流促進、連携強化を図るため、国土交通省の地方道路整備交付金事業を活用し整備を進める。

6. 計画期間

認定の日から平成 27 年 3 月末日まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

山都町総合計画は総合計画審議会（委員 14 名）の審議を経て議会の議決により策定されており、本計画についても、総合計画目標達成状況と併せ当審議会において評価を行い、実績に応じ事業の継続、改善等の指導等行う予定である。また、廃校校舎等利活用検討委員会（24 名）においても実績を評価し、事業の継続、改善等の指導等行う予定である。

加えて、小規模多機能型居宅介護事業所にあっては地域密着サービス運営協議会により 1 年度に 1 回の事後評価を行う。また、山都町保健福祉総合計画策定委員会及び障害福祉部会において、障害者の自立支援事業についての評価を年 1 回以上実施する。

8. 地域再生計画実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし